

平成26年度第5回鎌倉市子ども・子育て会議記録

日時： 平成27年3月3日（火）
9時30分～11時30分

場所： 鎌倉市役所第4分庁舎822会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 パブリックコメントの結果について
- 3 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～計画案について
- 4 計画策定に係る今後のスケジュールについて
- 5 平成27年度施設整備計画等について
- 6 教育・保育施設の利用定員について
- 7 子どもの家の基準条例について
- 8 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	深沢中学校校長	出席
石井 秀卓	鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	欠席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	欠席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	出席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	出席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
久保田 薫子	鎌倉PTA連絡協議会	副会長	欠席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	出席
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	欠席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	欠席
寺沢 桜	市民公募委員	-	欠席
富田 英雄	鎌倉市保育会	会長	出席
林 みさき	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	出席
福田 弘美	まんまる保育室	室長	出席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	出席
松尾 里奈	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	出席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席
三島 久司	鎌倉市立小学校長会	今泉小学校校長	出席

次第1 開会

○松原会長

定刻になりましたので、平成26年度第5回鎌倉市子ども・子育て会議を開始します。
委員の皆さんには、お忙しいなか、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。
それでは、本日の次第に沿って進めていきます。
まず、本日の委員の御出欠につきまして事務局よりお願いいたします。

○事務局

おはようございます。
子ども・子育て支援新制度担当担当課長の西山でございます。
本日は、新保副会長、石井委員、石戸委員、久保田委員、寺沢委員、重松委員から御欠席
のご連絡をいただいております。
以上、本日21名中15名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしております
ことをご報告いたします。
また、事務局の職員についてですが、これまで子ども・子育て支援新制度担当で課長補佐
を務めていた栗原が、2月1日付の人事異動により、保育課担当課長になりましたので、ご
報告いたします。

○松原会長

本日は傍聴の方が3名着席していらっしゃいます。それでは、本日の次第に沿って進めて
いきますが、まず資料の確認から、事務局お願いします。

○事務局

資料の用意が遅くなりましたことから、一部当日配布となってしまう、申し訳ございませ
んでした。

資料につきましては、2月25日付で事前送付させていただいたものと、本日配布させてい
ただいたものがございます。

本日お配りさせていただきました次第に資料を記載しておりますが、事前に配布させてい
ただいた資料は

「資料1：鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！
～に関する意見募集の結果について」

「資料2：鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！
～（案）」

「資料3：放課後子ども総合プランQ&A（ポイント）」

「資料4：鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！
～今後のスケジュール」

「資料5：教育・保育施設等の新制度への移行の状況について（平成27年4月）」こ
ちらは、本日差替え版をお手元に配布させていただいておりますので、差替え
をお願いいたします。

「資料6：認可・確認事務について」

なお、申し訳ございませんが、資料6については、1箇所訂正をさせていただければと思います。

一番上の■の2行目中ほど、「本年6月に」とある部分については、「昨年6月に」の誤りですので、修正をお願いいたします。

そして最後、「資料7：確認制度と利用定員について」が、事前に配布させていただいた資料になります。

次に本日机にお配りさせていただいた資料ですが、

「次第」

「資料2-2：鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！（案）資料配布後追記箇所」

「資料5差替版：教育・保育施設等の新制度への移行の状況について（平成27年4月）」

こちらは事前にお送りしました資料5と差替えをお願いいたします。

加えて、資料番号はつけておりませんが、会長、副会長、市民委員の皆様以外には、「鎌倉市子ども・子育て会議委員の推薦について」と返信用封筒を配布させていただきました。

資料などについて、不足している方がいらっしゃいましたらお知らせください。

また、次第が進む中で不足する資料等がありましたら、事務局までお伝えください。

○松原会長

資料の不足はありませんでしょうか。それでは、議事次第の2番目「パブリックコメントの結果について」事務局から説明をお願いします。

次第2 パブリックコメントの結果について

○事務局

子ども・子育て支援新制度担当の青木でございます。失礼して着席して説明させていただきます。

パブリックコメントの結果について、ご説明します。資料1をご覧ください。

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～については、前回の子ども・子育て会議に内容をお諮りして素案をまとめ、平成26年11月27日から12月26日までの一か月間、パブリックコメントを行いました。

意見募集方法については、広報かまくらやホームページ、ラインでの周知、市役所・支所での素案配布、幼稚園や保育所、認定こども園、子ども会館など、子ども関連施設等での「チラシ兼意見用紙」の配布などを行いました。

また、この資料には記載しておりませんが、会議委員の阪口様からご意見をいただき、パブリックコメント実施の予告と、実施の際は広報やライン等でお知らせする旨を記載したチラシを作成し、子育てイベントや民間保育所園長会などで配布を行いました。

意見募集結果については、資料の中ほどのとおり、13名の方から34件のご意見をいただきました。

意見の内訳については、資料に記載のとおりで、保育所の入所基準や施設整備、保育士の

配置についてなど「保育・預かりサービスについて」のご意見が8件、公園や子ども関連施設の設置、イベントの開催要望など「居場所について」のご意見が7件、子どもの家の施設整備など「子どもの家について」のご意見が3件、新制度や鎌倉らしい子育てなど、「計画全体について」のご意見が3件、見守り活動など「防犯対策について」のご意見が2件、歩道橋の整備など「交通環境の整備について」のご意見が2件、「青空自主保育について」のご意見が2件、基本目標、母子保健、食育についてのご意見がそれぞれ1件、その他4件のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する市の考え方については、資料の2枚目以降のとおりです。資料をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

まず、この資料のつくりについてですが、いただいたご意見が、計画書素案のどの部分に対するもので分類し、計画書の内容に沿うように掲載しました。中ほどの列「意見」と書いてある部分が、寄せられたご意見になります。これに対する市の考え方は一番右側の列に記載しています。

いただいたご意見は、計画策定及び推進に当たって参考とさせていただくこととしておりますが、ご意見を受けて計画書を修正した部分についてご説明いたします。

このページの連番1のご意見をご覧ください。このご意見は、

「子育てには地域の人々の理解と協力が必要であるが、この計画には、この主張が足りないのではないか」との趣旨でした。

市としても、子育てには地域の人々の理解と協力が必要であると考えており、計画の名称や基本理念にも子どもをみんなで育てる、ともに育つという内容を盛り込んでいますが、さらにこのご意見を受けて、計画の基本的な考え方に社会全体で子育てを支える旨を追記しました。

その他、ご意見を受けて計画書の修正を行った部分はありませんが、主なご意見と市の考え方についてご説明いたします。

連番2から6のご意見は、親子の居場所等についてのご意見で、施設の整備やイベントの開催に係る事項などのご要望をいただきました。

親子の居場所については、ニーズ調査や懇談会でも多くご意見をいただいております。本計画でも重点取組として位置づけています。

市の考え方としては、現在実施している、子育て支援センターやつどいの広場、子ども会館の運営や、一日冒険遊び場、かまくらママ&パパ'sカレッジ特別企画等各種イベントを引き続き実施するとともに、イベント等の土日の開催や、実施場所、内容など、より利用しやすい仕組みづくりを検討するなどしていきたいと考えております。

次の連番7は、保育施設においてしっかり配置人数を確保してほしいというご意見でした。保育士の配置については、国で子どもの数に対する保育士数を定めており、それに応じた配置を行っています。しかしながら、首都圏においては、待機児童解消に向け、新たな施設の設置などにより、慢性的な保育士不足が生じています。実習生を受け入れている保育士養成校に積極的に働きかけるなどして、今後も保育士の確保に努めていきます。

次の連番8、9は、保育園の入所審査についてのご意見でした。鎌倉市では、保育園の入園審査では、基準に基づき、保護者の就労の内容や家庭状況を点数化して、それぞれの子ど

もの保育の必要性を客観的に判断し、優先順位をつけて入所の決定を行っています。

この基準については、適宜見直しを行っており、平成27年度の入所からは、65歳未満の祖父母が同居している場合でも申し込みができるようにしたり、同居の親族を常時介護等している場合は、優先度を上げるなど見直しを行いました。今後も、皆様のご意見を参考にしながら、入所審査の見直しを図っていきたいと考えています。

次におめくりいただき連番11、12は保育ニーズに対する保育施設の整備についてのご意見でした。今回新たに制定する計画では、保育の量の見込みと確保方を定めており、今後の具体的な施設整備計画としては、平成27年度中に認可保育所の新設を2か所、認定保育施設の認可化を1か所、認可保育所の建替えによる定員増を1か所、地位型保育事業の新設を4か所予定しています。平成28年度には認可保育所の建替えによる定員増を1か所、平成29年度には認可保育所の園舎の統合による低年齢児の定員増を1か所、など予定しております。なお、今後社会情勢に変化が生じるなどして見込みよりもニーズが高まった場合は、柔軟に計画の見直しを行い、更なる待機児童解消のための対策を行ってまいります。

次に、おめくりいただき連番15～17については、放課後児童対策についてで、施設整備などについてご意見をいただきました。学童保育については、年々ニーズが増えている現状がありますので、量の見込みに対する確保方を進めていきますが、待機児童が多い学区や、小学校から遠い学区など優先順位をつけて整備を進めていきます。なお、後ほど次第の7にて、子どもの家の運営に係る基準等についてご説明いたします。

次に2枚おめくりいただいて、連番28、29については、青空自主保育についてのご意見でした。市では、青空自主保育グループは鎌倉の自然の中で鎌倉らしい子育てを行っているグループであると認識しています。現在、メディアスポット等でのちらしの配架やかまくら子育てナビきらきらでの活動の紹介、メディアスポットホームページでの広報などを行い活動の支援を行っているところです。計画では、青空自主保育を含む「多様な体験機会の確保」に係る事業を重点取組に位置付けており、今後は、どのような事業のサポートが行えるか検討を行ってまいります。

最後におめくりいただいて連番33については、計画全体についてのご意見で、鎌倉らしい子育てについてと、様々な人の意見を聞いてはどうかとのご意見でした。子ども・子育て会議においても、鎌倉らしさというご意見はたくさんいただきましたので、計画に鎌倉の特性に合わせた子育ての推進を掲げました。また、市民の皆様からの意見聴取については、計画策定にあたり、子ども・子育て会議の他、昨年度実施したニーズ調査や今年度実施した市民別、団体別懇談会、計画のパブリックコメントなどお伺いしてきましたが、今後、計画策定後は、毎年計画の推進状況をまとめた白書を発行した際にも、子ども・子育て会議の他、市民の皆様や子育てに関わる団体の皆様からご意見を伺い、施策に反映等させていく予定です。

パブリックコメントでいただいた皆様からのご意見については、今後施策や事業を展開するにあたり、参考にさせていただきながら、施策の展開に努めたいと考えています。

また、それぞれのご意見に対しての市の考え方については、本日の会議にてご審議いただいた後、ホームページへの掲載を通じて市民の皆様へ公表いたします。

事務局からの説明は以上です。

○松原会長

パブリックコメントの結果について説明がありました。何かご意見やご質問はございますか。

○藤井委員

13番の病児保育施設についてですが、多額の経費が必要で設置が難しいことは解りますが、そこを「現状をご理解くださいますようお願いいたします。」ではなく、予算を確保して取り組んでいくという姿勢を書いていただければなと思うのですが、そういうわけにはいかないのでしょうか。病後児保育はありますが、それもできたのは最近ですし、病児保育については鎌倉ではこのまま作らないという方針でしょうか。

○保育課長

病気が治りかけて回復期に向かう、ただ保育園の集団の生活はまだ難しい子どもを対象に行う病後児保育については平成20年から実施しております。これは病院との連携をとりながら行っているものですが、病児保育、病気のお子さんをお預けいただくという場合には、施設の面、人の配置の面、実際に預かるにあたって感染症の場合どうするのかなど色々な課題もございますので、どうやったらできるか、検討はしていますが、実現には至っていないという状況です。

表現については「引き続き検討を進めていきたい」という形に変えさせてもらえればと思います。

○松原会長

何か他にありますか。

○阪口委員

3番ですが、私どもがやっております「一日冒険遊び場」のことが書いてありまして、現在は月1回開催しているところです。パブリックコメントの意見としては、「児童会館など、子どもの拠点となる施設を」という意見だったのですが、答えをみると「市内各地での開催を目指します」となっております。

私たちは15年前から「常設のプレイパークを設置してほしい」というお願いをしてきましたが、横浜市ではすでに各区にプレイパークが常設されていて、いつ行っても誰かがいる、子どもの遊び場、居場所になっているというような、とてもいい場所ができています。「開催を目指します」ではなく、「各地での常設化を目指します」にぜひ表現を変えていただき、「常設化」ということを明確にさせていただきたいなと思っています。

○松原会長

いかがですか。

○こどもみらい課長

常設化に向けては検討を進めているところで、「常設化を目指す」というのは少し難しい現状がございます。「常設化に向けての検討を行ってまいります」というような表現でいかがでしょうか。

○阪口委員

「常設化を目指します」にはしていただけないのでしょうか。

○こどもみらい課長

私どもとしても常設化に向けて検討を進めている所でございますので、「常設化に向けて検討を進めるとともに、その方法等についてさらに検討を進める」という書き方でいかがでしょうか。

○阪口委員

「検討」で行われた試しはないので、「目指します」という書き方を是非ご検討ください。よろしく申し上げます。

○こどもみらい課長

表現について検討させていただきます。

○松原会長

要望が出ましたので、事務局の方でもしっかり受け止めていただきたいと思います。

次第3 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～計画案について

○松原会長

それでは、議事次第3番目の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～計画案について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議事次第の3番目の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～計画案について」説明させていただきます。

この計画は、先ほどご説明させていただいたとおり、11月～12月にかけて、パブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、計画の修正を行った部分が1か所ありますが、その他にも文言等の修正や内容の追記等を行った部分がありますので、主なものをご説明させていただきます。

まず始めに、5ページをお開きください。全市の人口推計の下に、推計値に対応した図を追加しました。

次に7ページをお開きください。この計画では、5地域別の教育・保育事業の量の見込みと確保方策を掲載しているため、その基となる、0から5歳児の今後5年間の人口推計を追加しました。

次の8ページをお開きください。学童保育については、小学校区ごとの量の見込みと確保方策を算出しているため、その基となる小学校区ごとの6歳～11歳の今後5年間の人口推計を追加しました。

次に、15ページをお開きください。先ほどご説明した内容になりますが、パブリックコメントにおいて、子育てには地域の人々の理解と協力が必要であるが、この計画にはこの主張

が足りないのではないか、とのご意見をいただいたことを受け、計画の基本的な考え方の説明文の中に社会全体で子育てを支える、という旨を追記しました。該当箇所は上から4行目、「そこで、本市では、」の後の部分になります。

また、下のスペースの部分に、社会全体による子育て支援のイメージ図を追加しました。

次に、29ページをお開きいただき、合わせて資料3をご覧ください。

放課後児童対策については、パブリックコメント開始後、12月に入ってから、国から計画書に指定の内容を反映させるよう指示がありました。鎌倉市では、放課後児童対策として、すでに子どもの家、放課後子ども教室などを実施しているところですが、その二つの事業の一体型提供についてなども追記することとなったため、国の指示に従い修正等を行いました。

国から指示のあった内容については、資料3の2ページ目、中ほどの「市町村行動計画に盛り込むべき内容」のとおりで（1）から（7）まであり、この内容を踏まえて修正を行いました。

（1）放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量については、1-3-1-2子どもの家のとおりで、平成31年度までに待機児童の解消を目指します。なお、小学校区ごとの詳細な計画については、計画書の第5章に記載しています。

（2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量については、1-3-1-1放課後子ども総合プランの今後の方針に記載のとおり1か所以上の整備を目指します。

（3）放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画については、1-3-1-3放課後子ども教室の今後の方針に記載のとおり、事業の拡充を目指します。

（4）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策については、1-3-1-1放課後子ども総合プランの事業内容に記載のとおり、一体型または連携型による実施を検討します。

（5）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策については、1-3-1-3の放課後子ども教室の事業内容の中と、1-3-1-2の子どもの家の詳細を記載した第5章の該当部分に小学校の余裕教室等を利用する旨記載しています。

（6）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策については、1-3-1-1放課後子ども総合プランの事業内容に記載のとおり、市長部局と教育委員会が連携して検討などを行います。

（7）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組については、1-3-1-4子どもの家の利用時間延長のとおりとなります。

次に72ページをお開きください。教育・保育事業の提供区域の5地域を図にしたものを追加しました。

次に79ページから81ページにかけての保育事業の量の見込みと確保方策についてです。量の見込みに修正はありませんが、確保方策について、パブリックコメント時点と施設の整備計画が変わってきたところなどがあるため、数を修正しました。詳しい内容については、次第の5、6でご説明します。

次に85ページから87ページにかけての放課後児童クラブ（子どもの家）の量の見込みと確保方策について、

今後の方向性の部分に、先ほどご説明した国から指示のあった内容を反映しました。

また、量の見込みに修正はありませんが、確保方策については毎年、子どもの利用率を勘案して確保できる人数を決定しているため、最新の数値を用いて修正を行いました。今後もこの部分については毎年、時点修正を行っていきたいと考えています。

次に90ページをお開きください。(13)の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、パブリックコメント時点で詳細が示されていなかったため、今後国の動向等を踏まえ実施について検討する旨を記載していましたが、この度、国から事業の内容等が示され、鎌倉市としてもこの事業を実施することしたため、追加しました。なお、この事業については、量の見込みと確保方策を算出するものではないため、目標事業量と確保方策の欄は記載していません。

なお、この事業は個別事業にも記載をしております。委員の皆様には資料をお配りした後、追記を致しましたので、本日お配りさせていただきました資料2-2をご覧ください。

1枚目の32ページ 事業番号1-4-5-3と、おめくりいただいて2枚目の58ページ 事業番号4-2-4-3に実費徴収に係る補足給付事業を追記致します。

続いてこの資料の3枚目、下に90ページと記載しているページをご覧ください。

こちら委員の皆様には資料をお配りした後、こちらは県の指示により追記をした部分になりますので、ご説明いたします。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についてです。

こちら新制度における地域子ども・子育て支援事業のひとつではありますが、量の見込みと確保方策を講じるものではないこと、また、個別事業の中ですでに事業を実施しているため、こちらには記載をしておりますでしたが、県より、地域子ども・子育て支援事業の部分にも追記するよう指示がありましたので、追記をしました。

資料2にお戻りいただき92ページをご覧ください。最後に資料を3つ追加しました。まず1つ目が92ページの「会議条例」、2つ目が、93ページの「委員名簿」、最後3つ目が94ページから97ページまでの「計画策定の経過」となります。

その他に、事業実施課や実施団体からの申し出による事業内容の変更や、文言の修正などを行いました。また、今後は、空いているスペースに写真を配置する予定です。

事務局からの説明は以上です。

○松原会長

計画書の変更点等について説明がありました。ご意見やご質問はございますか。

○堀田委員

15ページ冒頭に「社会全体による子育て支援」というところがありますが、これは本当に必要なことだと思います。一方で個別の重点取組や施策のなかでこの社会全体による子育て支援をどのように具体的に落とし込まれているかということがちょっと分かりにくいと思います。

前回の会議で事例としてご報告させていただいたのですが、今高齢者が増加しているということと、子どもが少なくなっていて育児に関わる方たちが困難を感じているなかで社会連携として漁協とみらいふる鎌倉が主催した海の食育活動がありました。このような事例を増

やしますというような表現を含めるとともに、その仕組みづくりについての方策を含めていただければよいのではないかと思います。

何か作ってほしいとか、保育所を整備してほしいと言うことは簡単ですけども、財政とか色々な制限があるなかで、実現するのはとても大変だと思います。そのなかでどうみんなが協力していけるかという、実質的な取組が増えていくことで、モデルケースみたいなのが増えて、社会全体による子育て支援というのが実現できると思います。その仕組みづくりの場の提供や、あるいは支援などを増やすことで実質的な取組が増えると、全てを行政に任せることがなくなるのではないかと思います。

横浜とか川崎とか大きな市であったから鎌倉でも作って下さいと言うのは簡単ですけども、企業の数や人口など事情が違ふと思いますし、鎌倉の良さというのは顔が見える地域だと思うので、地域との協働の仕組みづくりが作られるなかで、安心とか安全とかが確保されと思います。

○松原会長

「社会全体による子育て支援」について、もう少し見やすくできないかということと、その関連で何か事業を行うことはできないかというご提案でした。

○事務局

今お話しいただいた交流事業につきましては当計画のなかにも入れさせていただいております。67ページ「4-6-1-15 三世代交流事業」としまして、市の高齢者いきいき課とこどもみらい部と一緒に共催しております。

また23ページ「1-1-2-1 鎌倉子育てメディアスポット」というものが鎌倉市役所の本庁舎のロビーに設置をしております。子育て団体の地域活動の情報発信などに協力をしているほか、こういった事業をやりたいといったご相談に応じることができるようとなっておりますので、このメディアスポットをご活用していただければと思います。

なお、毎年発行しております『子育てナビ きらきら』というA5版の冊子、子育て情報をまとめている冊子があるのですが、こちらメディアスポットの方と一緒に作っております、何かご相談いただければ、そちらでお答えすることもできるのかと思っております。

○松原会長

事業内容の説明のところに、一言「社会全体の子育て支援をめざして」というのを冒頭に入ればよいかと思います。他にいかがですか。

○阪口委員

パブリックコメントの11ページ33番の「全体の計画」の意見のなかに「幼稚園に通う子、保育園に通う子、自主保育に参加する子、色々なケースがありますが・・・」とあります。昨年の12月ぐらいに数えましたら自主保育にも120人ぐらい参加しております。一つの保育園ぐらいの規模ということに、私もびっくりしました。鎌倉の自主保育というのは一つの形として認識されていることを改めて実感したんですが、「きらきらプラン」の67ページに「青空自主保育・・・」とたくさんありますが、ここに載せていただくのではなく、例えば27ページ、保育の形の一つとしてのところに載せたいいただくことは出来ないのかなと思って

います。ナビの方ですが、自主保育に入りたいと思っても、実は保育所のところではなくて、子どもとおでかけのところに載ってしまっていて、ちょっとそれは違うのではないかと考えています。保育の形の一つとして、保育の欄の一番下でも結構ですので、そこに載せていただくように検討していただきたいと思います。

○松原会長

このプランについては国の指針に基づいて作っているというところもありますが。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

計画書の27ページに青空自主保育を入れられないかというご提案ですが、表題などについて、預かり保育をやられている団体さんもいくつかあるのでの相談の必要があるかと思いません。自主保育の場合、保護者の方が順番に保育をされているということで、工夫して入れられるか検討してみたいと思います。

ナビの方ですが、こどもみらい課で作っているものでして、スペースの関係もあり、確認をさせていただきたいと思います。

ナビでは、「子どもとおでかけ」というくくりにはなっていますが、地域の子育て支援団体・サークル等の情報をまとめて記載をしており、地域のいろいろな団体の活動をまとめて掲載しております。保育のところに入れるということにつきましては、少し検討させていただければと思いますが、かなり作業が進んでいるということがありまして、記載が難しいかも知れません。

○富田委員

認可保育所には法的な規制が色々あって、建物の有効面積、設備、職員の定数等について、大変厳しい縛りがあります。したがって、自主保育さんを保育の仲間に入れるということは、色々誤解を招いたり、分かりにくいところがありますので、保育の立場としては、入れて欲しくないと思います。

○阪口委員

保育園の仲間に入れていただきたいということではなく、保育の形の一つとしてお母さん方が選択できるように、鎌倉には特色ある保育がありますよということが分かるような枠として入れていただきたいということです。保育園の並びに入れろということではないです。

○富田委員

これは事務局で十分に検討してほしいと思います。

○松原会長

24ページの「多様な保育・預かりサービスの充実」という大きな柱の続きのなかで27ページがあるので、保育というのをどういう概念規定をしているのかが問題ではありますが、最後の「地域での預かり等事業の充実」のなかは基本的に民間団体というよりは公的なもので内容が構成されていますから、そこに至る①②③は法に位置づけられた保育の充実を言います。

いわゆる市民目線で言うと阪口委員のおっしゃる通りです。ただ、いわゆる施策という考え方に立った時に、どういう書きぶりがいいのかということについては少し工夫がいるんじゃないかと思いますので。私はむしろ、計画書はこのままにしておいて、ナビの方を作り替えたほうがいいかと思いますが、いかがですか。少なくともタイトルだけ変えてみてもずいぶん違うのではないのでしょうか。

○事務局

今ご意見いただいたナビにつきましては、こどもみらい課で作成しております。いずれにしてもこちらの方で、タイトル等を含めてどういう形で出来るか、その辺を検討して、可能な限り対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松原会長

他にはいかがでしょう。

○佐藤委員

質問ですが、29ページ「幼稚園における学童保育」というのがありまして、環境を整備して取り組んでいきますと書かれてありますが、これはどういうふうに、何の環境を整備して取り組まれるということを考えてやっていらっしゃるのでしょうか。

○事務局

こちらにつきましては、私立幼稚園、私立幼稚園協会の方から出して頂いている事業内容になります。市の方で、例えば補助金を出しているとかそういったことはやっておりませんので、あくまで自主的に実施をしていただいている学童保育について記載しております。記載のある体制の整備というのは、幼稚園における自主的な整備のことです。全ての幼稚園が実施されているわけではなくて、確か2園ほどやっておられるところがあるということで、把握しております。

○佐藤委員

幼稚園の父母連の会合でもよく出る話ですけども、幼稚園の子どもは放課後遊ぶところが少ないです。子育て支援センターは未就園児がメイン、子ども会館は夕方近くになりますと小学校の子どもたちに押されてもう帰りなさいという雰囲気になります。

学童保育をしているところが少しあるようですが、夕方は園庭が空いている所があるらしいですね。幼稚園によっては、習い事とかそういったことで多少活用されているんですけども、まるまる空いている幼稚園もありまして、そういったところを地域の子どもの遊び場に提携して使うことができないかと話が出ています。そこには見守ってもらえる人が必要ですので、設備というより人だと思えます。

子育て支援センターにしましても未就園の子どもがメインですが、多分夕方はスペースが空いている所もあるかと思うので、そういった既存の施設をどうにか有効活用する方法はないかと私達父母連は思っております。鎌倉は土地が限られていますし、厳しい制約もありますので、新しく建てるとかそういったことではなく、まずあるものをうまく利用していくような方向が必要ではないかと思えます。

先ほど話が出た病児保育のことについて、病気の間の子どもを預かる所がないということですが、病後児保育と同じように、預かる施設が病院と提携して保育園のシステムを作るといふふうにすれば良いのではないかと、素人的には思うのですが、新しいところを作るといふよりは、既存の施設でうまく提携していくといった方向というのは模索できないのでしょうか。

○松原会長

前半の部分のところは、体制の整備というのは物理的な設備ではなくて、人も含んでいると思いますので、ご指摘の通りだと思います。ただ、これは私立幼稚園側がやることなので、まず意欲を持っていただかないと、上手くはいかないかと思えます。

後半の部分、病児保育について追加して説明があれば事務局からどうぞ。

○保育課長

病児保育につきましては、病院のなかに併設することができるかどうかというお話をいただきましたが、それも含めまして医師会と調整を今後進めていきたいと思えます。色々な角度で検討したいと考えております。

○佐藤委員

私立幼稚園の園長先生たちは、予算の問題で放課後の預かりまでは厳しいということですが、意欲があるのは確認しております。

○松原会長

ありがとうございました。他にいかがですか。

それでは今までのご意見で修正すべき点は出たと思えます。

次第4 計画策定に係る今後のスケジュールについて

○松原会長

それでは、議事次第の4番目の「計画策定に係る今後のスケジュールについて」事務局、説明をお願いします。

○事務局

次に資料4をご覧ください。計画策定までの今後のスケジュールになります。

資料4のとおりの内容で予定しております。また、本日の審議内容で調整事項となっている案件について、会長と事務局におまかせいただき計画を作成させていただければと思えますが、いかがでしょうか。

○松原会長

よろしいでしょうか。

○藤井委員

41ページ4行目なのですけれども、「保健・医療・福祉・教育・労働」とありますが、私達、労働という言葉は聞き慣れなくて、就労とかいう言葉をよく使っているのですけれど、

労働という表現はどのようなかと思いました。

それから、43ページの「療育支援体制の整備」のところなんですが、「障害がある子どもたち」とか、「障害児」とか、「特別な支援を必要とする児童」とか、表現の違いが色々ありますが、「障害児」という言い方を私たちはするのですけれども、行政が「障害児」という言い方をするときつい感じがするというか、「障害のある子ども」と書いていただいたほうが柔らかい感じがすると思うのですが。

それと、「統合保育の推進」の事業内容5行目のところで「保育所等訪問支援」というのがありますが、それは個別に項目を分けて書く必要はないのでしょうか。子どもに障害があっても仕事をしたいという方たちが、ますます増えていくと思いますので、そういうときに保育所等訪問支援があるというのを知るということは、親御さんたちにとっても保育園・幼稚園の先生方にとっても、とても心強いものだと思うので、こういう事業をやっていますというのを一項目作るとかいうことは考えていらっしゃいますか。

○松原会長

1点目の「労働」はですね、働かせている側の言葉で、例えばワークライフバランスを打ち出すためには企業側と連携をとるという意味で労働と言っておりますので、これはこれで使えると思います。

2つ目の障害のある子どもについて様々な表現が使われていて、これどのようなかというご質問と、それから、いわゆる巡回訪問指導のことですね、このことを項目立てて明記するのはいかがかというご意見、2点について事務局の方からお答えをお願いしたいと思います。

○富田委員

その前に、厚労省等から発せられる文章の「障害」の「害」という字はひらがなに直していますよね。そういう形で国から文書が流れてきますから、そういう意味で「害」という使い方、配慮してほしいなと思います。

○障害者福祉課長

「障害」の表記についてのご意見がありましたが、まだ厚生労働省については漢字で「害」として表記していると思います。鎌倉市における「障害」の表記については『障害福祉計画』における推進委員会でもかつて議論したところでして、現状の結論としては引き続き漢字の表記を使っていくという所です。今後国が、「障害」の表記について統一した見解を出したときには改めて検討していきたいと考えています。

また、「特別な支援が必要なお子さん」の表記については、障害者福祉課としては事業として定められているもので「障害児」という表記に統一されているものについては使用していますけれども、言葉遣い等についての表記は「特別な支援が必要な子ども」という形で表記しておりますので、『きらきらプラン』についても表記について工夫ができる余地があれば再検討していく必要性はあるかと思っています。

○松原会長

個人的にはひらがなを使いたいなと思いますが、これは行政施策ですので『障害者福祉計画』との整合性を図らなければいけないだろうと思います。当事者の方も含めての話し合い

の中で当面の間は漢字のままを使うという意見が出ているのであれば、個人的には賛成いたしかねるのですけれど、そちらに準拠することになるかと思います。

そのうえで工夫できるところは工夫をするというお答えでしたので、表現については、「障害児」ではなく、「障害のある子ども」ということについてご検討いただければと思います。保育所等訪問支援に関してはいかがでしょうか。

○発達支援室

「保育所等訪問支援」を別立てにしてはどうかというお話があったと思いますが、保育園だけではなく、幼稚園、学校、学童保育、要はお子さんたちが集団保育をしている場を総称して保育所等と言っている所で、施設に障害のあるお子さんが通われているときに、専門の職員が集団の場に出向いて支援を行っていくということで、考え方としては「統合保育の推進」の話になるかなと思います。「訪問支援」一つ項目を出してもうちょっと強調していくことも方法かと思いますが、これについても、少し検討させていただければと思います。

○松原会長

いったん議論が戻りましたが確認をもう1回させていただきます。

今の藤井委員のご意見も踏まえてですね、修正等、ここから先は事務局と私の方に任せていただいてということによろしいでしょうか。異議はないようですのでそのようにお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

藤井委員のご意見も踏まえて、会長と調整させていただきたいと思います。

今の議論で「障害のある子ども」ということで統一をということだったのですが、いくつかのなかで「障害児者」というふうに記載をしている部分がありまして、子どもだけではない部分もありますので、このパターンについては別途検討が必要だと思います。障害者福祉課と打ち合わせをしていきたいと思います。

こちらの計画につきましては、市民の皆様への公表は4月1日以降行い、広報かまくらには4月15日号に計画書策定のお知らせを掲載する予定です。また、市役所や支所、関係機関に設置するほか、ホームページにも内容を掲載します。なお、議会への報告については、平成27年6月議会を予定しています。

事務局からは、以上です。

次第5 平成27年度施設整備計画等について

○松原会長

それでは、議事次第の5番目の「平成27年度施設整備計画等について」。事務局、説明をお願いします。

○事務局

保育課の寺山と申します。失礼して着席して説明させていただきます。

本日差替えさせていただきました資料5、右肩の資料5の記載の下に「差替え版」と書い

である方、をご覧ください。

上段の表【教育・保育施設等の新制度への移行の状況（平成27年4月）】をご覧ください。

平成26年11月13日に開催いたしました、平成26年度第4回鎌倉市子ども・子育て会議において、「教育・保育施設の新制度への移行状況」について報告させていただきましたが、新制度に向けた準備を進める中、報告した内容に変更がありましたので、ご報告させていただきます。

教育・保育施設等への移行に関しましては、

認定こども園を除く幼稚園21園は、現行制度に沿って事業を継続、認可保育所のうち公立6園及び民間14園は新制度に移行して事業を実施、認定こども園のうち、幼保連携型2園及び保育所型1園も新制度に移行して事業を実施、表のうち一番下の、家庭的保育事業1ヶ所は予定どおり新制度へ移行して事業を実施します。

表のうち、下から2番目の認可外保育施設4施設については、認可保育所に移行する「保育所のぞみ」と、小規模保育事業A型に移行する「まんまる保育室」に変更はありませんが、小規模保育事業B型への移行を計画していた、御成町の下馬の交差点付近にあります「ひまわり会キッズプレイルーム」につきましても、設置認可の条件となる2方向避難経路の確保が困難となり、平成27年4月の移行を見送り、当面の間、届出保育施設として事業を継続していくことといたしました。今後の方向性について現在調整を行っております。

なお、4月にこの「ひまわり会キッズプレイルーム」に対し、小規模保育施設として入所を希望された児童については、意向を確認したうえで、入所調整を図り対応いたしました。

既存の教育・保育施設の移行の状況につきましては以上のとおりです。

続いて、資料5の中段の表「平成27年4月新規開所の状況」をご覧ください。平成27年4月開所に向けた整備状況について報告いたします。

はじめに認可保育所ですが、扇ガ谷1丁目にあります、第一生命保険株式会社が所有し、現在、あいざわ証券が1階にテナントとして入っている2階建てのビルの2階部分全体と1階部分の一部を改修し、50名定員の「(仮称) うちゅう保育園かまくら」を設置する予定です。現在は、横浜市内で2か所の認可保育所を運営する社会福祉法人翠峰会が設置に向けて準備を進めております。

続いて、小規模保育事業ですが、岩瀬にあります、「こばとナーサリー」の近くの2階建ての一軒家を改修し、1階部分を保育室とした8人定員の「(仮称) 保育室ハピネス」を設置する予定です。現在は開所に向けた事前の協議を行ったところで、基準に満たしていることを確認しており、整備を進めております。この保育室は、民間企業で役員を務めていた代表と、公立の認可保育所での勤務経験がある妻、そして幼稚園教諭の経験がある娘さんが中心となり、有資格者を揃えて小規模保育事業A型を個人で経営する予定です。

以上が平成27年度当初における移行及び整備の状況です。

続きまして、その他平成27年度の整備予定についてご報告させていただきます。資料5下段の表「平成27年度中の新規開所及び施設整備の状況」についてご覧ください。

認可保育所につきましては、公立の岡本保育園が平成24年度に実施した耐震診断の結果に基づき建替え工事を行っているところです。現在はたまなわ児童遊園に仮園舎を設置し保育を行っていますが、平成27年7月ごろ、元の園舎があった場所に建設した新園に移行します。

その際に、定員を10名増員し、90名から100名にします。

また、同じ玉縄地域になりますが、県立フラワーセンター苗ほ跡地の約1,300㎡を神奈川県より借用し、公募で決定した社会福祉法人つきかげ会に転貸することにより、定員90名の「(仮称)明照フラワーガーデン保育園」を平成27年度中に開所する予定で準備を進めています。

小規模保育事業につきましては、腰越地域において1ヶ所計画があり、現在協議を行っております。

今後、実際の待機児童の状況等を見極め、施設整備について対応してまいります。

続きまして、認可・確認の状況についてです。資料6をご覧ください。第4回の会議にて説明させていただきましたが、既存施設等の経過措置として、平成27年4月の新制度施行の際に現に存する、認可保育所等については、子ども・子育て支援法附則第7条第1項、第8条第1項に定める「別段の申出」があった場合を除き、確認があったものとする、とされています。新制度への移行希望が無い幼稚園を除き、認可保育所、認定こども園の既存施設につきましては、現在、各園からみなし確認の申請をしていただいております。内容を確認しているところです。

表の真ん中の認可外から認可化を予定している「保育所のぞみ」については、先日、神奈川県次世代育成課による施設整備の現認が行われるなど、認可・確認の手続きを進めています。

また、表の一番右の認可外保育施設から小規模保育事業に移行する「まんまる保育室」につきましては、移行に向けた認可等の手続きを行っております。

なお、小規模保育事業につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い改正された児童福祉法において、小規模保育事業の認可は市町村で行うこととなり、その認可にあたっては、あらかじめ市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならないとされています。

本市においては鎌倉市児童福祉審議会条例に基づき、児童福祉審議会を設置しており、3月18日に会議を開催し、認定保育施設から小規模保育事業A型へ移行する「まんまる保育室」と小規模保育事業A型を新規設置する「保育室ハピネス」について、意見聴取を行う予定です。

この後、次第の6で、教育・保育施設の利用定員について説明がありますが、確認事務に係る利用定員の設定について、子ども・子育て会議にお諮りする、などしながら事務を進め、4月からの新制度の施行に向け、準備を進めます。

最後に利用者負担につきまして報告いたします。保育認定を受けた方の利用者負担、すなわち保育料に関しましては、世帯の所得状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の利用者負担の水準を限度とし、実施主体である市町村が定めることとなっております。

現在、この保育料について新たに条例を制定するため、2月議会への上程に向けて準備を進めておりました。しかしながら、市が定める際の利用者負担の上限額は、子ども・子育て支援法の施行令で規定されることとされており、その政令が3月中旬から下旬にかけて公布

される予定とのことが、1月23日に開催された国主催の都道府県担当者向けの会議で発表がありました。このため、どのタイミングで条例を制定するかにつきましては、総務課法制担当と協議を行っております。

以上で説明を終わります。

○松原会長

今後の施設整備等の予定について説明がありました。ご意見やご質問はございますか。よろしいでしょうか。

次第6 教育・保育施設の利用定員について

○松原会長

それでは、議事次第の6番目の「教育・保育施設の利用定員について」事務局、説明をお願いします。

○事務局

子ども・子育て支援新制度担当の山下です。教育・保育施設の利用定員について、ご説明します。資料7をご覧ください。

ただいま保育課から27年度4月に向け、現在認可・確認事務を進めている旨説明がありました。その「確認制度」について簡単にご説明いたします。

確認とは、認可を受けている施設や事業に対して、市町村が給付費を支給するのにふさわしいかどうかを確認する手続きを言います。

確認を受けようとする施設や事業者は市が定める必要書類（例えば施設の平面図や職員の配置状況）を提出し、市は施設や事業の「利用定員」を定めたくうえで確認を行います。利用定員については後ほど説明いたします。

確認を受けた施設や事業は、国の基準を踏まえて市が条例で定めた運営基準を順守する必要があるほか、その運営基準の順守を確認するため市が指導監督を行うこととなります。また、施設や事業者の透明性を図るため、県によって施設の基本情報や運営情報などが公表されることとなります。

確認に際しては、市が利用定員を定めたくうえで行うとご説明いたしました。

利用定員は、施設や事業に対して給付する額の単価水準、これを公定価格と言いますが、それを決める際の基準となるものです。利用定員の区分によって公定価格が決まります。また、この利用定員は、鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～に記載している、教育・保育事業の量の見込みと確保方策における確保方策の数値となります。

利用定員の設定方法は、認可定員と一致させることを基本に、実際の利用状況を勘案し、施設・事業者からの申請に基づき設定することとなっています。

利用定員の設定は1号～3号までの支給認定の区分ごとに行い、3号認定については0歳と1・2歳に区分して設定することとされており、利用定員の設定の際には子ども・子育て会議において意見を聞くことが求められています。

それでは1枚めくっていただきまして2ページをご覧ください。平成27年度の利用定員の

設定について記載しております。

まず①公立の保育園についてですが、各施設の合計の認可定員は550人となっております。各施設の利用定員の合計は、0歳児は42人、1・2歳児が148人、2号認定が360人となっており、合計550人で認可定員と一致した設定をしております。なお、岡本保育園については、先ほど説明があった平成27年度7月ごろに予定している、新園舎への移転後の認可定員と利用定員を記載しています。

続きまして、私立保育園についてです。ご注意くださいのが、岩瀬保育園についてでございます。岩瀬保育園の植木分園については、平成27年度中に一番下に記載しているとおり「(仮称)明照フラワーガーデン保育園」になる予定であることから、年度当初は本園と分園を併せた126人の利用定員で確認を行い、年度途中で利用定員の変更を行うこととなります。

確保方策の表記の方法が年度単位である関係上、植木分園の0歳児6人、1・2歳児12人、2号認定18人の利用定員は、ダブルカウントになってしまうため、この表の合計及び需給計画上では、含んでいません。

岩瀬保育園植木分園を除いた、各施設の認可定員は1,335人となっており、各施設の利用定員の合計は0歳児128人、1・2歳児452人、2号認定755人の計1,335人で認可定員と一致した設定をしております。

続いて1枚めくっていただき、認定こども園についてです。認定こども園では、認可定員と異なる利用定員を設定している施設が2園あります。

アワーキッズ鎌倉についてですが、こちらの園は認可定員が300人に対して、利用定員の合計が0歳児22人、1・2歳児58人、2号認定80人、1号認定168人の計328人となっており、利用定員が認可定員を28人超えています。

先ほど申し上げた通り、利用定員と認可定員は一致させるが基本ですが、私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)については、特定教育・保育施設への移行後5年以内に定員の適正化を図ることで、認可定員を超えた利用定員の設定をすることが出来ることとなっております。

そのため、アワーキッズ鎌倉については、現在県に毎年度の募集人数を減らすことで、定員の適正化を図る、定員の減少計画を提出し協議を行っています。

鎌倉みどりこども園については、認可定員130人に対して利用定員は0歳児が6人、1・2歳児が24人、2号認定が60人、1号認定が30人の計120人となっており、認可定員より10人少ない利用定員の設定となっております。

以上の事から3園の認可定員の合計は615人ですが、利用定員は0歳児が48人1・2歳児が142人、2号認定が230人、1号認定が213人の計633人となっております。

最後に特定地域型保育事業です。

先ほど保育課から説明があった、現在協議中である腰越地域の小規模保育事業は16人定員の小規模保育事業A型として確保方策の数値に含めています

特定地域型保育事業については認可定員の合計が44人に対して、利用定員の合計は0歳児12人、1・2歳児が32人の計44人となっており、認可定員と一致した利用定員の設定とな

っております。

最後の表には、施設・事業の種類ごとに利用定員の設定をまとめたものを記載しております。この数値が、計画書の確保方策の平成27年度の数値となります。資料2の計画書と併せてご覧いただきたいと思います。

まず、1号認定213人についてですが、計画書の77ページをご覧ください。教育事業における量の見込みと確保方策の「市全域」の表の確保方策に特定教育・保育施設の欄がございまして、その平成27年度の数値と一致しております。

続きまして2号認定1,345人についてですが、計画書の79ページをご覧ください。保育事業の量の見込みと確保方策の「市全域」の表の確保方策に特定・教育保育施設の欄がございまして、その3歳以上児の平成27年度の数値と一致しております。

最後に3号認定についてですが、まず0歳児の230人についてです。この230人については、特定教育保育施設の218人と特定地域型保育事業の12人の合計であり、それぞれ、保育事業の量の見込みと確保方策の表中の特定教育保育施設の0歳児と特定地域型保育事業の0歳児の数値と一致しています。

同じく1・2歳児の774人についても、特定教育保育施設の742人と特定地域型保育事業の32人の合計であり、それぞれ確保方策の表の特定教育・保育施設の1・2歳児と特定地域型保育事業の1・2歳児の数値と一致していることをご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○松原会長

利用定員について説明がありました。ご意見やご質問はございますか。

次第7 子どもの家の基準条例について

○松原会長

それでは、議事次第の7番目の「子どもの家の基準条例について」説明をお願いします。

○青少年課長

青少年課長の田中と申します。

「子どもの家の基準条例」についてご説明させていただきます。

平成27年4月に実施をいたします「子ども子育て新制度」に伴い、「学童保育の設備及び運営に関する基準」が示されたことから、昨年平成26年10月1日に「鎌倉市放課後児童検算育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を公布いたしました。

この条例では市を含む学童保育を実施する施設における設備の基準の一つとして、児童一人当たりの面積を1.65㎡以上とする旨規定をしており、平成27年度の各子どもの家の利用定員については各施設の規模を1.65㎡で除した面積を基準として定めましたところ、平成27年度当初の入所申請において2施設で3年生以下の低学年から待機が生じる見込みとなりました。市としましては3年生以下の低学年から待機が生じる見込みとなったことを重く受け止めまして、3年生以下の低学年児童については4月当初から受け入れられるよう、すでに公布した基準条例の児童一人当たりの面積基準に5年間の経過措置を設け、既存の学童保育施設については面積基準を適用しないことで低学年児童の待機への対応を図ってまいり

たいと考えています。

なお、5年間の経過措置期間内において今後も待機が見込まれる施設については、優先的に整備を図り、児童一人当たり1.65㎡の面積の確保に努めてまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○松原会長

子どもの家の状況について説明がありました。ご意見やご質問はございますか。

○阪口委員

学童については私の子どもは入っていませんが、狭くて不自由という利用されている方の声をよく聞きます。この経過措置により5年間はこの状態が続いてしまうということでしょうか。

○青少年課長

今とくに待機が出ている施設としては、大船とか西鎌倉ですが、このような施設については5年間このような状態が続くということではなくて、待機が見込まれる施設については優先的に整備を図ってまいりたいと考えており、具体的に言いますと平成27年度は山崎と大船の敷地内に増床を行う予定です。この増床が済めば1.65㎡は確保できると考えています。また、腰越の子ども家については耐震化が今問題になっていますが、これも27年度中に整備を図っていくという状況でございます。

○阪口委員

子ども会館のことも一緒にお話ししてよろしいでしょうか。私どもの子育て懇の仲間の「梶原あそび基地」という団体が梶原子ども会館を廃止になる所を利用して共同で運営させていただいていますが、徐々に人気が出てきて子どもの居場所としてとてもいい環境となってきております。先日、川崎で悲しい事件が起きました。中学生・高校生も居場所がないというのが感じ取られるところです。梶原子ども会館に来る中学生ですが、会館は5時で閉まりますが、職員は5時半までいますので、5時になってもなかなか帰らなくて、「ちょっと話したいことがある」というそうです。それでもやっぱり5時までに帰さなくてはならないので帰らせてしまって、話を聞いてあげればよかったなあということを言っておりました。

今日の新聞に香山リカさんのコラムが載ってまして、子どものちょっとしたつづやきを受け止めるにはどうすればいいか、あまり近すぎない距離に大人が必要なのではないかというような意見を書いてらっしゃいますが、先生でもない、親でもない、子ども会館の先生とか子どもの家の職員さんとか第三者の存在がすごく大きいのではないかと感じております。

たくさん子どもがいて、なかなか話を聞いてあげるチャンスがありません。なるべく余裕のあるような人員にしていく必要があると思います。ぜひご検討ください。

○松原会長

ご意見として受け止めていただきたいと思います。他にはありますか。

○福田委員

学童の連絡協議会の方にも参加をすることがあるのですが、前にも発言させていただいたと思いますが、1.65㎡という面積はやはり狭いものだということは保護者の方からもよく声がかかるものです。そんな中で、待機のお子さんに低学年が多いということで、言葉は悪いけど、入れていくということで解決していくというお話はわかりますが、これに関して、4月からそうした現状のようになることを指導員の方にもきちんと周知をいただいているのでしょうか。

○青少年課長

指導員については全体会という主任指導員との会議等において、こういう状況については説明をさせていただいております。

○福田委員

ありがとうございます。

狭いところでは危険につながるが多いと思いますので、その対策をしていただくほかに感じております。以上です。

次第8 計画策定に係る今後のスケジュールについて

○松原会長

それでは、議事次第の8番目の「その他」について、事務局何かありますか。

○事務局

委員の委嘱についてです。「鎌倉市子ども・子育て会議条例」の規定により、委員の皆様の任期は、平成27年3月31日までとなっております。2年間、誠にありがとうございました。

この鎌倉市子ども・子育て会議については、来年度以降も今回策定した鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの進行管理、点検評価や利用定員の協議などを行っていただく機関として機能していきますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

次年度の委員の委嘱については、現在の委員が継続するか否かに関わらず、改めて所属団体の代表の方のご推薦が必要となりますので、本日資料番号なしでお配りした、「鎌倉市子ども・子育て会議委員の推薦について」を各団体の代表者の方にお渡し頂き、来年度の委員の推薦をしていただくようお願いいたします。

こちらの推薦書につきましてですが、新年度のお忙しい中誠に恐れ入りますが、4月30日までに、こちらも本日机上配布させていただきました返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。団体の代表者が決まっていないなど4月30日までにご推薦をしていただくことが難しい場合には個別にご相談いただければと思います。

市民委員の方におかれましては、本年度で任期を満了することから、来年度また新たに市民委員の公募や委嘱を行います。

なお、来年度第1回の鎌倉市子ども・子育て会議の開催は6月の下旬ごろを予定しております。各団体からご推薦頂いた委員の委嘱状などは第1回の会議でお渡ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○松原会長

事務局から委員委嘱についての説明がありましたが、質問等ございますか。

○松原会長

それでは最後に事務局をお願いします。

●閉会

事務局

本日は長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、平成26年度第5回鎌倉市子ども・子育て会議を閉会と致します。

今年度最後の会議となりますのでこどもみらい部長の進藤からご挨拶させていただきます。

部 長

こどもみらい部長の進藤と申します。

委員の皆様には、ご多忙の中この子ども・子育て会議にご出席いただき、また貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

平成26年度は本日を含めまして5回会議を開催させていただきました。タイトなスケジュールの中、新制度に向けて様々なご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

平成22年度に策定した、鎌倉市次世代育成きらきらプランの後期計画は本年度をもちまして終了いたします。平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度が始まりますので、当会議でご議論いただいた鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～に基づき事業を進めてまいります。

今後は、毎年度の進行管理を行う中で会議委員の皆様のご意見や市民の方の意見を計画の推進に反映させ、新しい計画における重点取組である「鎌倉市の特性に合わせた子育ての推進」「親子の居場所の整備」を軸に、基本理念である「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち鎌倉」の実現に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様は任期は3月31日までとなっております。来年度委員の立場を離れられる方もいらっしゃると思いますが、今後とも本市の子育て支援行政にご理解いただき、地域の中で子ども・子育て支援へのご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。